

アメリカ合衆国の民事訴訟手続の概要

◎訴状（complaint）の裁判所への提出；裁判所による呼出状（summons）の発行

◎訴状・呼出状の被告への送達（service）（または呼出状送達の省略〔＝免除〕の依頼の郵送）
呼出状（要旨）

あなたに対して訴訟が提起されました。この呼出状があなたに対して送達された後 21 日以内（受取日は含めない）に、あなたは、添付の訴状に対する答弁書または連邦民事訴訟規則 12 条の申立書を原告に送達しなければなりません。もし、あなたがその対応をしなければ、訴状で請求された救済についてあなたが敗訴の欠席判決が下されることになります。併せて、答弁書または申立書を裁判所に提出することも必要です。

呼出状送達の省略〔＝免除〕の依頼（要旨）

あなたに対して訴訟が提起されました。訴状の写しを添付しています。この書面は呼出状や裁判所からの正式の通知ではありません。これは、費用節約のために、あなたが正式の呼出状送達を免除するよう求める依頼状です。費用を節約するためには、本状の発信日から [] 日（30 日以上）以内に、同封の免除書面に署名のうえ、返送して頂くことが必要です。免除書面 2 部（1 部はあなたの保管用です）と返信用封筒が同封されています。

あなたが免除書面に署名のうえ返送して頂ければ、わたしはそれを裁判所に提出します。その場合には、免除書面が提出された日に呼出状送達があった場合と同様に訴訟が進行します（呼出状は送達されません）。あなたは、本状の発信日から 60 日以内に訴状に対する答弁〔答弁書または申立書の送達・提出〕をする必要があります。

あなたが、上記の期限までに免除書面に署名して返送しない場合には、私は呼出状と訴状があなたに送達されるよう手配します。加えて、送達費用を支払うようあなたに義務づけることを裁判所に求めます。

- ・ 21 日（60 日）以内に答弁書（answer）または訴えの却下を求める申立てがなされないとき → 欠席判決（judgment by default）の申立て
- ・ 訴えの却下を求める申立て（事物・対人管轄権の欠如；裁判地の不適正；訴状・呼出状の不適切；送達の不適切；救済が与えられうるような請求の原因を主張していないこと（motion to dismiss for failure to state a claim upon which relief can be granted; demurrer）） → 訴えの却下
- ・ 答弁書の原告への送達、裁判所への提出 → 事実（および法律）問題について争う。

◎開示手続（depositions（証言録取書）；written interrogatories（質問書）；production of documents or things or permission to enter upon land or other property（文書・物件の提出，土地等への立入許可）；physical and mental examinations（身体検査・精神学的検査）；requests for admission（自白の要求））

required disclosures（義務的開示）

・ 略式判決（summary judgment）の申立て——書面証拠によって主要事実に関する争いが現実には存在しない there is no genuine dispute as to any material fact ことが証明でき、その争いのない事実には法を適用すると当然に自分が勝訴することを主張できる場合に認められる。

◎事実審理前協議（pretrial conference）

◎事実審理（trial）（陪審が用いられる場合）

陪審の編成

冒頭陳述（opening statement）

証拠調

原告の主たる証明 (case in chief)

原告側証人① 直接尋問 (direct examination) → 反対尋問 (cross examination) → 再直接尋問 → 再反対尋問 [直接尋問における誘導尋問 (leading questions) の禁止]

原告側証人 ②……………

原告の主たる証明の終了 (rest)

- ・ 法律上当然の判決 (judgment as a matter of law) ; 指図評決 (directed verdict) ; 訴えの却下 (nonsuit; involuntary dismissal) を求める申立て

被告の主たる証明 (case in chief) [法律上当然の判決を求める申立て]

原告の反証 (rebuttal) [法律上当然の判決を求める申立て]

被告の反証 (surrebuttal / rejoinder) [法律上当然の判決を求める申立て]

最終弁論 (closing argument)

原告→被告→原告

陪審に対する説示 (charge; instruction)

陪審の評議 (deliberation)

評決 (verdict) ——general verdict / special verdict

◎判決の登録 (entry of judgment)

- ・ 法律上当然の判決を求める再度の申立て (renewed motion for judgment as a matter of law) ; 評決無視判決を求める申立て (motion for judgment notwithstanding the verdict; judgment non obstante veredicto; judgment n.o.v.)
- ・ 再審理の申立て (motion for a new trial)

【具体的事例】

- ・ 過失不法行為によって被った精神的苦痛に対する損害賠償請求
——原則として認められない。

しかし、

①原告が身体的損害も被っている場合、または

②原告が当該事故の zone of danger にいた場合

に精神的苦痛に対する損害賠償が認められる州が多い。

- ・ 夫とジョギングをしていたときに夫が自動車にはねられた。それを目撃した原告が夫に対する事故によってショックを受けたとして精神的損害について損害賠償を請求。
- ・ 原告が①身体的被害を受けたこと、または②事故の zone of danger にいたことが訴状に書かれていない場合。
- ・ 訴状には書かれているが、原告が身体的被害を受けたこと、および／または、事故の zone of danger にいたことをいずれも否定する書面証拠を被告が提出できる場合。
- ・ 原告が身体的被害を受けたこと、および／または、事故の zone of danger にいたことを証明する証拠が非常に弱い場合。